



特定不妊治療費助成のお知らせ



尾道市では、「特定不妊治療に併せて行われる先進的な医療等治療費」の助成に加えて、「先進的な治療を受けることで健康保険適用外となり全額自己負担なった治療費」への助成を、新たに行います。

☆ 対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ① 広島県特定不妊治療支援事業の助成承認決定を受けている
- ② 法律上または事実上の婚姻関係にある夫婦
- ③ 申請時に、夫婦またはいずれかが尾道市に住所を有している、
ただし、他市町と重複しての助成はできません
- ④ 市税・国保料等すべて納付している

☆ 助成の内容



助成対象 ①：指定医療機関において、夫婦で行った特定不妊治療・
男性不妊治療に併せて行われた先進医療等の治療費用

- 特定不妊治療 1回：上限5万円
- 男性不妊治療 1回：上限5万円

新 助成対象 ②：先進医療を行うことで健康保険適用部分も含めて、
全額自己負担となった治療費用

※ 令和4年度5年度に広島県の承認決定を受けた方も対象です

- 特定不妊治療 1回：上限15万円
- 男性不妊治療 1回：上限15万円

※ 男性不妊治療は、精子を採取するための手術を行った場合です。

治療に要した自己負担額から、広島県の助成額を控除した額を基準に助成します。
(1,000円未満切捨て)

※ 助成回数・対象年齢等、詳細については、
広島県のホームページ「[広島県特定不妊治療支援事業](#)」をご参照ください。

☆ 申請手続き

(1) 必要書類

- ① 尾道市特定不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- ② 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書（写）
- ③ 広島県特定不妊治療支援事業申請に係る証明書（写）
- ④ 医療機関が発行する証明金額分の領収書・明細書（写）
※ 証明金額分が必要です
- ⑤ 申請者名義の振込先口座の通帳又はキャッシュカード（写）
※ 銀行・支店名、氏名、口座番号等が記載してあるページ
- ⑥ 本人確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
ただし、次の場合は追加の書類が必要です。



- 事実上の婚姻関係にある場合：夫婦二人の戸籍謄本と住民票と

「事実婚関係にある申立書」が必要。申請前にご連絡ください。

- 夫婦が別世帯の場合や夫婦どちらか一人が尾道市外に住所を有している場合：

戸籍謄本が必要

※ 戸籍謄本・住民票は、原本で申請日より3か月以内に発行されたもの

(2) 申請期限

広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書の交付日の翌日から2か月以内

※ 2か月を過ぎると申請できないので、ご注意ください。

◎ 令和4年・5年度の広島県特定不妊治療支援事業承認決定分は、令和7年3月末

(3) 提出先

尾道市健康推進課

※ 郵送の場合は、本人確認できるもの（運転免許証の写しなど）の添付が必要です。

☆ 助成の決定と支払い

書類審査後、「交付決定通知書」を郵送します。同封の「助成金交付請求書」を提出してください。申請書受理日から2か月程度で指定の口座に助成金を振り込みます。

※ 因島・細島・生口島・高根島・百島在住の方は、通院交通費の助成があります。
健康推進課までご相談ください。



☆ 申請・問い合わせ先

尾道市健康推進課
すこやか親子係

住 所：〒722-0017

尾道市門田町 22-5 総合福祉センター2階

電 話：0848-24-1960

窓 口：月～金（土日祝日、年末年始を除く）8：30～17：15